

取組と目標に対する自己評価シート（令和７年度）

タイトル	【基本方針１】 地域包括ケアシステムの強化の取組
------	-----------------------------

現状と課題

本市の高齢者人口は令和３年頃をピークに減少に転じるものの、後期高齢者は増加しており、令和７年にはいわゆる団塊の世代が７５歳以上となり、更なる増加が見込まれる。

また、我が国の認知症高齢者は、令和４年度では約４４３万人、軽度認知障害（ＭＣＩ）の高齢者は、約５５９万人と推計され、高齢者の３．６人に１人が認知症またはその予備軍といえる状況にあります。このことから、本市においても高齢者の増加とともに認知症は、今後増加すると推計されます。

これらのことを踏まえ、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアを推進し、高齢者の在宅生活の支援サービスの充実が必要である。

第９期における具体的な取組

施策１ ①地域包括支援センターの機能強化

施策２ ②認知症施策の総合的な推進

実施内容

①地域包括支援センターの機能強化

○総合相談支援業務の充実

地域包括支援センターと福祉総合支援センターが、高齢者を中心としつつも属性に関わらず、福祉・生活に関する相談を包括的に受け止め、専門的判断のもと、適切な相談支援機関と連携を図りながら対応または継続的な支援を行った。

○地域ケア会議の推進

- ・高齢者の自立支援を目的に、医療、介護、福祉の専門職で構成するアドバイザーおよびケアマネジャー、地域包括支援センター職員の専門多職種が必要な支援策の検討を行った。
- ・事例検討を始点に、個別課題の解決、自立支援ケアマネジメントの資質向上、在宅医療・介護のネットワークを強化した。また、会議からの地域課題の情報を集約し、生活支援コーディネーターとともに地域課題の集積及び分析を実施した。

②認知症施策の総合的な推進

○認知症に対する理解の増進

学齢期世代への理解促進を強化し全世代を対象に「新しい認知症観」の啓発を行い、認知症の理解を深め、認知症の人とその家族を見守る「認知症サポーター」の養成を行った。

○認知症への早期対応の取り組みの推進

各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心に地域住民の相談対応や認知症ケアパスの普及啓発、認知症初期集中支援チームによる早期に適切な対応を実施した。

○認知症にやさしい地域づくりの促進

認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症サポーターとともに認知症の人やその家族を支援する「チームオレンジ」を設置した。

目標に対する結果

①地域包括支援センターの機能強化

【総合相談支援件数】

(延件数：累計)

	R5（現状）	R6	R7	R8
目標	10,400	10,900	11,400	11,900
実績	10,060	10,602	13,460	—

②認知症施策の総合的な推進

【認知症サポーター数】

市民等（小学生や市内企業従業員を含む）を対象とした認知症サポーター数（人：累計）

	R5（現状）	R6	R7	R8
目標	12,000	13,000	14,000	15,000
実績	12,583	13,629	14,307	—

課題と対応策

①地域包括支援センターの機能強化

○総合相談支援業務の充実

高齢者介護・福祉分野だけでは解決できないような、福祉課題が複雑化したり、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースが増加している。特に複雑・複合化した相談については、多職種や関係機関との連携を図りながら課題解決に向けた支援を行う。各センターが相談支援拠点としての専門性を活かし、総合相談支援の機能強化を図る。

○地域ケア会議の推進

地域ケア会議に求められる個別課題解決機能、地域課題発見機能、地域包括支援ネットワークを有効に機能させるため、今後取り組みを進めていく。

②認知症施策の総合的な推進

○認知症に対する理解の増進

若い世代へも新しい認知症観にもとづく認知症の理解を深めるため、小学生など様々な年代における認知症サポーターの養成や住民への認知症に関する普及啓発を行う。

○認知症への早期対応の取り組みの推進

認知症の状態に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関との連携体制を推進するとともに、「認知症ケアパス」を普及啓発する。

○認知症にやさしい地域づくりの促進

各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と協働し、認知症の人や家族のニーズを把握しながらチームオレンジの活動を推進するとともに認知症にやさしい地域づくりの取り組みを進めていく。

取組と目標に対する自己評価シート（令和7年度）

タイトル	【基本方針2】 介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり
------	-----------------------------------

現状と課題
本市の要介護認定率は、三重県平均、全国平均と比べて高い状況であり、令和7年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、要介護認定者の更なる増加が見込まれます。心身の健康を維持・増進し、介護が必要な状態になることなく、いきいきと人生を送ることができるように、健康づくりと生きがいづくり、介護予防を推進することが重要です。
第9期における具体的な取組
施策5 「介護予防・健康づくりの推進」 ①介護予防に関する知識の普及と意識啓発 ②自主的な介護予防活動の支援 ③保健事業と介護予防事業の一体的実施
実施内容
①介護予防に関する知識の普及と意識啓発 地域の身近な公民館やサロンなどで活動する高齢者団体や個別相談など機会を通じてフレイル予防や認知症予防など介護予防に関する知識の啓発を行った。 ②自主的な介護予防活動の支援 医師、保健師、リハビリテーション専門職等が連携し、運動を中心とした介護予防に取り組む通いの場の創設を1か所支援した。また、通いの場において介護予防が継続できるよう専門的な支援を行った。 ③保健事業と介護予防事業の一体的実施 保健師、管理栄養士が国保データベース等より把握した地域の課題をもとに、保健事業と一体的に介護予防の取り組みを実施し自主的な介護予防活動を支援した。

目標に対する結果

自主的な介護予防活動の支援

【介護予防に特化した通いの場の創設数】 (箇所数：累計)

	R5 年（現 状）	R6	R7	R8
目標	5	6	7	8
実績	5	6	7	—

課題と対応策

①介護予防に関する知識の普及と意識啓発

フレイル予防や認知症予防など、介護予防に効果的な内容について、普及啓発を強化する。遂行にあたっては、高齢者が集う「通いの場」や「サロン」等あらゆる機会を通じて介護予防が継続的に拡充するよう、専門職や地域の関係者が連携を深め、実施していく。

②自主的な介護予防活動の支援

創設された通いの場について、リーダーや参加者の高齢化、参加者の減少など運営が困難となることもある。新たな「通いの場」の創設とともに、通いの場の運営についてもあわせて支援を行い、地域での自主的な介護予防活動を推進していく。

③保健事業と介護予防事業の一体的実施

把握した地域特性をもとに、地域の関係者と連携し、高齢者の健康増進と介護予防の取り組みを拡充していく。

取組と目標に対する自己評価シート（令和7年度）

タイトル	【基本方針3】 安心して住み続けられる地域づくりの取組
------	--------------------------------

現状と課題

地域の支え合いにより、高齢者が安心して暮らせる思いやりのあるまちをつくることが重要です。

本市の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、地域での日常生活を支える活動への参加意向は「参加したい」が約4割、「参加しようと思わない」が約2割となる一方、「わからない」が約3割となっています。

活動の意思がある高齢者の参加を支援するとともに、現時点では、意思が決まっていない方にも、活動の意義などを伝え、自らの活動が介護予防にもつながることを踏まえ、支え合いの仕組みづくりを促進します。

第8期における具体的な取組

施策6

「在宅生活と支え合いの地域づくりの推進」

- ・高齢者を地域で支える仕組みづくり

実施内容

①生活支援サポーター養成講座の実施

地域デビューのきっかけづくりとして、高齢者の身体的特徴に始まり、認知症に関することや介護技術等を学ぶことで、地域の集いの場や生活支援サービスのスタッフとして活躍できるよう養成講座を開催した。

また、地域活動の活性化を図ることを目的に、生活支援サポーター養成講座修了者にアンケート調査を実施した。

②集いの場の開設支援

生活支援コーディネーター等の支援により、地域の高齢者を対象とした集いの場の開設を支援した。集いの場の運営に対する補助として、伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業補助金や伊勢市社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン助成金等の活用を支援した。

目標に対する結果

①生活支援サポーター数（延人数）

（人：累計）

	R5 (現状)	R6	R7	R8
目標		410	460	475
実績	395	410	437	—

②集いの場の箇所数（延数）

（箇所数：累計）

	R5 (現状)	R6	R7	R8
目標		70	75	80
実績	71	81	88	—

課題と対応策

①生活支援サポーター養成講座の実施

近年、受講者数が減少傾向にあることから、周知方法を見直し、新規受講者の増加を図るとともに、修了者同士が今後の活動について話し合える場を新たに設けることで、実際の地域活動につながるよう支援していく。

②集いの場の開設支援

生活支援コーディネーター等が、地域住民と地域ニーズをマッチングすることで、集いの場が開設できている。今後も、新たな集いの場の開設支援とともに、地域課題を解決できる場となるようレベルアップを図っていく。また、高齢化や担い手不足により、集いの場を継続することが困難な団体に対し、継続に向けた支援を実施していく。

取組と目標に対する自己評価シート（令和7年度）

タイトル	【基本方針4】 介護サービスの充実による安心基盤づくり
------	--------------------------------

現状と課題
本市の高齢者人口は今後緩やかに減少していくと推計されますが、後期高齢者は増加しており、令和7年にはいわゆる団塊の世代が全員75歳以上となり、85歳以上については令和17年まで増加の一途が続きます。 後期高齢者の増加に対して、更なる介護予防の強化を図るとともに、85歳以上の高齢者が増加することから、医療と介護の双方のニーズを有する高齢者が、安心してサービスが利用できるようなサービス基盤の充実及び体制づくりが必要です。 また、適切なマネジメントにより利用者が真に必要なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者との一層の連携強化を図りながら、サービスの質の向上や介護給付の適正化を図ることが重要となっています。
第9期における具体的な取組
施策8 ①地域密着型サービスの整備 ②介護給付等適正化への取組 ③介護サービス事業者への指導・助言
実施内容
①地域密着型サービスの整備 ・看護小規模多機能型居宅介護の整備については、令和7年度に予定どおり施設整備を行い、令和8年4月1日に開設した。 ②介護給付等適正化への取組 介護給付等適正化への各取組については、すべて予定どおり実施することができた。 ・要介護認定の適正化 - チェック実施率：認定調査内容の書面審査をすべて実施 - 研修会の実施：調査員勉強会、認定審査研修を実施 ・ケアプラン点検 - 点検件数：ケアプラン点検委員会において点検を実施 - 研修会の実施：介護支援専門員を対象とした介護給付適正化セミナーを2回開催 ・住宅改修等の点検 - 申請書類のチェック等実施率：申請書類の書面審査をすべて実施 - 点検件数：福祉用具購入、住宅改修の点検を実施 ・医療情報との突合・縦覧点検：毎月の点検結果に対して、適正な給付への確認を実施

③介護サービス事業者への指導・助言

介護サービス事業者への支援、介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化のため、指導・監査を実施

- ・ 集団指導を指定事業所に対し実施
- ・ 運営指導を指定事業所に対し実施

目標に対する結果

①地域密着型サービスの整備

【看護小規模多機能型居宅介護】

(施設数)

	令和 5 年(現状)	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
目標				2
実績	1	1	1	2

②介護給付等適正化への取組

【要介護認定の適正化】

①調査票のチェック実施率

(%)

	令和 5 年(現状)	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
目標		100	100	100
実績	100	100	100	—

②研修会の実施

(回)

	令和 5 年(現状)	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
目標		3	3	3
実績	3	3	3	—

【ケアプランの点検】

①ケアプラン点検件数

(件数)

	令和 5 年(現状)	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
目標		12	12	12
実績	12	12	12	—

②研修会の実施

(回)

	令和 5 年(現状)	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
目標		2	2	2
実績	2	2	2	—

【住宅改修等の点検】

①申請書類のチェック等実施率

(%)

	令和 5 年(現状)	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
目標		100	100	100
実績	100	100	100	—

②点検実施件数

(件数)

	令和5年(現状)	令和6年	令和7年	令和8年
目標		10	10	10
実績	10	10	10	—

【医療情報との突合・縦覧点検】 実施月数

(月)

	令和5年(現状)	令和6年	令和7年	令和8年
目標		12	12	12
実績	12	12	12	—

③介護サービス事業者への指導・助言

【集団指導の実施】

○実施回数：2回

- ①R7.7.28に介護サービス事業所の管理者等を対象とした講師による介護セミナーを開催。
- ②R7.8.13～R7.10.31 ホームページに資料（PDF、動画）を掲載。参加事業所は、内容確認後、参加確認票を提出。

○内容

- ①「介護事業者のパワーハラスメント対策 ～パワハラ撲滅は重要な経営戦略～」
- ②・指導方針及び指導状況等について
 - ・介護サービス事業者の運営上の留意事項について
 - ・地域密着型サービス・総合事業に係る留意事項について
 - ・居宅介護支援事業・介護予防支援事業に係る留意事項について
 - ・労働災害防止、労働安全衛生法等の改正等について

○参加事業所数（参加数/対象数、参加率）

- ①・地域密着型サービス 45/ 57、78.9%
 - ・居宅介護支援・介護予防支援 51/ 57、89.5%
 - ・総合事業（訪問、通所） 55/ 89、61.8%
 - 合計 151/203、74.4%
- ②・地域密着型サービス 53/ 57、93.0%
 - ・居宅介護支援・介護予防支援 56/ 57、98.2%
 - ・総合事業（訪問、通所） 79/ 90、87.8%
 - 合計 188/204、92.2%

【運営指導の実施】

R7.10.2～R8.3.26、事前資料提出及び事業所実地における面談形式にて指導を実施。

○実施事業所数（）はうち文書指導数

- ・居宅介護支援 7(1)
- ・介護予防支援 6(0)
- ・地域密着型サービス 15(5)
- 合計 28(6)

課題と対応策

○地域密着型サービスの整備

- ・看護小規模多機能型居宅介護の整備について、第9期介護保険事業計画の計画期間内に目標を達成することができた。

○介護給付等適正化への取組

- ・介護給付等適正化への各取組については、全て予定どおり実施することができた。今後も引き続き取り組みを継続していく。

○介護サービス事業者への指導・助言

- ・集団指導については、今後も引き続き実施していく。指導の内容について、参加確認票のアンケートを活用し、指定事業者のニーズに沿ったものを取り入れていくよう見直しを図る。
- ・運営指導については、現状6年に1回の実施が徹底されていないため、開始時期を早めるなどし指導件数の増加を図る。また、事業所に対する過去の文書指導の履歴や事業所に対する情報等を勘案し、年度内に実施する事業所を精査することで優先順位が高い事業所に対する確実な指導の実施を行う。